

このマークの農産物をご存知ですか？

～新潟県認証特別栽培農産物 信頼のマーク～



新潟県が認証した
特別栽培農産物に
貼られています。

「新潟県」の文字
をさわると、体温

で文字が消えるようになっています。
気温が低い冬場は消えにくい場合があります。

特別栽培農産物とは？

農薬の使用回数と化学肥料（窒素成分）の使用量を、各地域の通常の栽培方法（慣行）に比べて**5割以下**に減らして栽培された農産物のことです。

どうやって認証しているの？

農薬や化学肥料を慣行栽培の5割以下に減らしているかどうか、生産者の栽培管理記録の確認や現地調査を行い、県が認証します。

認証にあたっては、県内の各地域において、消費者や流通関係者等の代表の方から、認証委員として協力をいただいています。

新潟県認証特別栽培農産物
節減対象農薬の使用回数

回	・一般的な栽培	回
	・県認証基準	回
		以下

化学肥料（窒素成分）の使用量

kg/10a	・一般的な栽培	kg/10a
	・県認証基準	kg/10a 以下

栽培責任者
住所 連絡先

確認責任者
住所 連絡先

県認証番号
(農薬等資材使用状況)

<http://www.niigata-ninshou.jp/>

認証マークが付いた農産物には、このような**表示票**もついています。

ホームページで、**認証番号**を検索すると、使用した農薬名など、詳しい栽培履歴を確認することができます。

新潟県特別栽培農産物認証制度

新潟県特別栽培農産物認証制度
自然の恵みから生まれた **元気もの** の農産物たちを応援します



認証制度とは

新潟県内で、農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を特別栽培農産物として、県が認証する制度です。この制度によって、分りやすく統一された適正な表示を行い、安全・安心な農産物を求める消費者からの信頼を高めてもらうとともに、環境への負荷を軽減した生産方式の拡大などを図っていきます。

認証農産物の検索

■ **認証番号から検索** ■
 認証番号を半角英数で入力し検索ボタンをクリックして下さい。

■ **カテゴリからの検索** ■

米 **野菜** **果樹・茶**